区分	□ 新　規　　■ 再提案　（R4・4・14第150回総会；松本市）		
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ■ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	厚生労働省
	■ 県	担当部局	健康福祉部障がい者支援課
	□ その他	名　　称	

件名	**4　強度行動障がい者（児）に係る社会資源の充実について**
提案市	松本市、安曇野市
提案要旨	強度行動障がい者（児）が地域で安定した生活ができるようにするため、また、介護している家族を支援するため、国・県の補助事業である地域生活支援事業について、補助率どおりの補助金が交付できるよう予算の確保を要望するとともに、強度行動障がい者（児）及びその介護者を支援する事業が、県内全ての市町村で実施できるよう県費の補助を要望する。
提案理由	松本市が今年度から先駆けて実施している以下の事業について、県内全ての市町村において同様の事業が実施できるように、国・県に財政的な支援を求める。 ①　地域生活支援事業の日中一時支援事業に強度行動障がい者の単価を新設 ②　住宅整備事業の強度行動障がい者（児）への対応 ③　強度行動障がい者（児）対応のための施設改修費用等に対する補助
現況及び課題等	強度行動障がいは直接的な加害（噛みつき等）、間接的な加害（睡眠の障がい等）、自傷行為、破壊活動などが、通常では考えられない頻度と形式で出現するため、通常の施設や在宅では処遇が極めて困難な知的障がい者に多い二次障がいである。社会資源（入所施設等）や人材が整わないため、圏域外の施設に入所するか、家族を中心とした介護で支えているのが現状となっている。
関係法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成１７年法律第１２３号）